

令和7年度障がい福祉関連施設整備に関する募集にかかる質問及び回答

No.	質問日	質問	回答
I	9月28日	建物取得費も補助対象となるのか。	建物取得費用も対象経費に含めることが可能です。 ただし、対象経費とする場合は、建物の購入が建物の整備よりも効率が良い（金額面や時間において）ことを客観的に証明可能な資料を提出していただく必要があります。 なお、補助金の交付決定前に、建物の売買契約（仮契約や契約前の着手金の支払いなども含む）を行うことはできません。 ※例年、交付決定は募集年の翌年11月頃に行われています。